

令和 4 年(2022 年) 6 月 1 7 日

山陽小野田市公立大学法人評価委員会
委員 様

山陽小野田市公立大学法人評価委員会
委員長 堤 宏 守

山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議（書面審議）の開催について

梅雨の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

委員におかれましては、平素から本委員会の運営につきまして、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度をもって終了した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第 1 期中期目標期間の業務実績に関する評価（期間評価）を行うに当たり、評価実施要領を制定する必要がありますが、この度、公立大学法人から業務実績報告書作成の参考として求めがあり、当該報告書は 6 月末までに作成・提出されなければならないことから期間的な余裕がなく、会議を開く余裕がないと認められるため、山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程第 5 条の規定により、書面審議の形式で開催することとします。

つきましては、内容を御確認いただき、賛否について別紙の回答票により、令和 4 年 6 月 2 2 日（水）までに事務局宛てに御回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 議題 (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領の制定について
- 2 資料 (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領（案）

(2) (参考) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績
の評価に対する基本的な考え方

山陽小野田市公立大学法人評価委員会事務局
(山陽小野田市大学推進室)
担当 尼崎
TEL 82-1110 FAX 84-7129
E-mail daigaku@city.sanyo-onoda.lg.jp

別紙

山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議（書面審議）回答票

令和4年6月 日

委員氏名

評価委員会会議（書面審議）における議事の賛否については、以下のとおりです。

※「異議なし」または「異議あり」の前の（ ）に○を表示してください。

なお、「異議あり」の場合は、理由を記載してください。

議題 (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領の制定について

（回答）

上記について、案のとおり制定することについて

（ ） 異議なし ・ （ ） 異議あり

【理由・御意見等記載欄】

※回答票は、令和4年6月22日（水）までに御提出ください。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の 業務実績評価（期間評価）実施要領（案）

第1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年規則第5号）に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。

第2 評価の目的

期間評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、もって、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

第3 評価の基本方針

期間評価は、中期目標の達成状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。

なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自律性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成状況を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第4 期間評価の実施時期

期間評価は、当該中期目標期間終了後、概ね5か月以内に実施するものとする。

第5 期間評価の実施方法

1 評価手法

期間評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人が中期計画に係る業務実績に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、大項目別に評価の上、中期目標の達成状況について総合的な評価（全体評価）を行う。

2 評価項目

評価項目は、別表1または別表3のとおりとする。

3 評価基準

評価に当たっては、別表2または別表4の取扱いを基本に、取組状況や外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価するものとする。

4 評価の手順

(1) 法人による実績報告・自己評価

法人は、別表1に定める中期計画の大項目ごとに業務実績を取りまとめ、別表2に定める評価基準により自己評価を行った上、業務実績報告書を作成し、中期目標期間終了後3か月以内に評価委員会に提出する。

(2) 評価委員会による検証・評価

ア 大項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人関係者からのヒアリング等により検証の上、別表3に定める大項目ごとに、別表4に定める評価基準により、評価する。

イ 全体評価

評価委員会は、大項目別評価の結果を踏まえ、別表4に定める評価基準により、中期目標の全体的な達成状況を総合的に勘案して評価する。

5 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、上記4に定める手順によって評価した結果を取りまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

第6 評価結果の取扱い

1 評価結果の通知及び公表

評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び山陽小野田市長に送付するとともに山陽小野田市ホームページ等で公表する。

2 評価結果の活用・反映

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。

第7 評価方法の継続的な見直し

この要領については、期間評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

1) この実施要領は、令和4年●月●日から施行する。

別表 1 期間評価における自己評価項目

評 価 項 目	
中期計画における 6 つの大項目	
I.	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
II.	地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
III.	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
IV.	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
V.	自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
VI.	その他業務に関する重要目標を達成するための措置

別表 2 期間評価における自己評価基準

評定	評 語
A	中期目標の達成状況は良好である
B	中期目標の達成状況は概ね良好である
C	中期目標の達成状況はやや不十分である
D	中期目標の達成状況は不十分である

別表3 期間評価における評価項目

評価区分	評価項目
大項目別 評価	I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
	II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
	III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
	IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
	V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
	VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置
全体評価	中期目標全体の達成状況

別表4 期間評価における評価基準

評価区分	評定	評語	評価の目安
大項目別 評価	A	中期目標の達成状況は良好である	これまでに評価を行った中期計画の各年度計画進捗状況を総合的に勘案し、評価
	B	中期目標の達成状況は概ね良好である	
	C	中期目標の達成状況はやや不十分である	
	D	中期目標の達成状況は不十分である	
全体評価		中期目標の達成状況は良好である	大項目別評価を総合的に勘案し、評価
		中期目標の達成状況は概ね良好である	
		中期目標の達成状況はやや不十分である	
		中期目標の達成状況は不十分である	